

議案第百十九号

職員等の旅費の特例に関する条例の制定について

次のとおり職員等の旅費の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



職員等の旅費の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、三朝町国民健康保険診療所（へき地診療所を含む。）に勤務する医師の往診のための旅費の特例に關し定めるものとする。

(往診旅費)

第二条 医師が往診のため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第 号）第二十五条第一号の規定にかかわらず診療報酬中往診一点につき十円の割合で算出した額の日当を支給する。

附 則

この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。